

令和5年6月13日

教職員の皆様へ

新潟リハビリテーション大学長 山村 千絵

Chat GPT 等の生成系 AI の利用に関する教職員向け指針（留意事項）

先般、学生に対しては、学生向け指針として、大学のレポート課題や論文、臨床実習の課題等、学びの場面での利用のほか、個人的な場面での利用も含めて、留意事項について、別途周知いたしました。このたび、教職員向け指針も作成いたしましたので、ご留意いただくようお願いいたします。

本学としては、学生同様に、教職員が Chat GPT 等の生成系 AI を利用することは、一律に禁止することはいたしません。新しい技術を上手く活用していくことが望ましいと考えております。しかし、教育・研究活動や日常業務においては、情報セキュリティ、研究インテグリティ（研究の健全性・公正性）、著作権等の観点から、利用に際して留意していただきたい事項があります。大学や個人の社会的信頼を損なうことがないように、特に、以下の事項にご留意いただきますようお願いいたします。

〔利用にあたっての全般的な留意事項〕

○大学の業務に利用する場合

- ・ 要機密情報、個人情報等は取り扱わないようにしてください。
- ・ 利用する場合は、学長まで、利用目的、利用内容、利用手段等をお知らせください。
- ・ お知らせいただいた情報は、おおむね1カ月ごとにまとめて、学内で情報共有いたします。

○大学の業務でなく個人利用の場合

- ・ 要機密情報、個人情報等は取り扱わないようにしてください。
- ・ 学長までお知らせいただく必要はありません。

〔情報セキュリティに関する留意事項〕

- 生成系 AI に入力した情報は、意図せず流出・漏洩する恐れがあります。上述した通り、要機密情報、個人情報等は取り扱わないようにしてください。

〔研究インテグリティ・著作権等に関する留意事項〕

- 生成系 AI により作成された文章や画像等の取扱いは、研究インテグリティ・著作権等の観点から、十分に慎重を期してください。

〔学生教育に関する留意事項〕

- 今後、新たに授業のシラバスを作成する際には、生成系 AI の使用に関して、シラバスで学生たちに、あらかじめ伝えておくことを推奨いたします。特に当該授業で全面的に使用を禁止する場合はシラバスに明記するようにしてください。また、授業開始時に口頭でも説明すると良いでしょう。授業での利用にあたってのルールを明確にしておくことが大切です。
- 生成系 AI の利用を、レポート課題、その他、評価に関連する課題等において認めた授業においては、適切な評価となるよう、頭を使って応用しないと答えが出ないような問いかけにする、あるいは筆記のみならず口頭試問を併用する等、課題の出し方を工夫すると良いでしょう。

なお、本学としては、今後の政府の方針等や他の高等教育機関の事例、学内の意見等を踏まえ、本留意事項の見直しや検討を続けていきます。